

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による生活費等の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、給付金として1世帯当たり5万円が給付されます。

○対象となる世帯

- 1 基準日（令和4年9月30日）において山都町に住民登録があり、世帯全員の令和4年分住民税均等割が非課税の世帯（住民税非課税世帯）
- 2 申請時点において山都町に住民登録があり、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）
※いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象となりません。
※生活保護を受給されている世帯も、それぞれの要件を満たす場合には、支給対象となります。

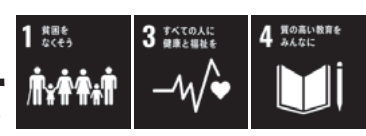
○支給額 1世帯当たり 5万円

○手続き方法

- 1 確認書（黄色の封筒に同封）が届いた世帯
11月下旬に確認書を発送しました。確認書に必要な事項を記入し提出してください。
添付資料が必要な場合は、併せて提出ください。
- 2 申請書が届いた世帯
12月中旬に申請書を発送しました。申請書に必要な事項を記入し提出してください。
課税情報等がわかる資料を貼付してください。
- 3 家計急変世帯の方
該当される世帯の方は、申請していただく必要があります。申請書は、町ホームページ及び福祉課各支所に備え付けてありますのでご利用ください。



問合 福祉課 ☎ 72-1229



上益城5町消費生活相談のご利用について

上益城5町は、各町の垣根を越えて相談室を設置しています。訪問販売や契約上のトラブルなどさまざまな消費者問題を専門の相談員が無料で相談に応じています。（令和3年度山都町の相談室では、79件のご相談があり、回復金：6,313,289円となっています。）

○上益城5町消費生活相談室

5町にお住まいの方は、遠慮なくどの町でも相談ができます。相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。ご相談でお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料をご持参ください。



送りつけ商法

注文していない商品を送りつけ、一方的に代金を請求する手口のこと。

リフォーム詐欺

住宅損壊の不安を煽り、必要ないリフォーム工事を持ちかける詐欺行為のこと。



毎週月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）	午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
月曜日 益城町役場 ☎ 096-286-3210	または 消費者ホットライン い や や 1 8 8 （3桁の電話番号） 最寄りの相談窓口につながります。
火曜日 御船町役場 ☎ 096-282-1226	
水曜日 嘉島町役場 ☎ 096-237-1112	
木曜日 甲佐町役場 ☎ 096-234-3223	
金曜日 山都町役場 ☎ 72-3133	

今後も継続して消費者被害を未然に防ぐために啓発活動の推進、専門相談員の配置による相談体制の充実を図っていきます。 山都町長 梅田 穰

問合 福祉課 ☎ 72-1229